

鳥取県告示第289号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

本高C地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市本高字下土居175	1号
鳥取市本高字下土居ノ一486	2号
鳥取市本高字下土居ノ一487	3号
鳥取市本高字下土居160地先水路敷	4号
鳥取市本高字土居ノ下夕138-7	5号
鳥取市本高字土居ノ下夕137-2	6号
鳥取市本高字下土居170	7号